

## 諸外国（米、英、独、仏）における適性評価制度（セキュリティ・クリアランス）の概要

※ 以下の記載は、現時点で事務局において把握しているものである。また、取り扱うに当たって適性評価を受けなければならない秘密は、各国で概ね三区分にわかれているところ、そのうち機密性が最も高い区分の秘密を取り扱う際に必要となる適性評価手続について記載している。

### 1 アメリカ

#### (1) 根拠

合衆国法典及び行政命令において定められている。

#### (2) 対象者及び例外

秘密を取り扱う者全てが対象者である。業務遂行上必須の場合、特別に適性評価終了前の暫定的な秘密の取扱いを認めている。また、生命への差し迫った脅威や国土防衛の必要性がある緊急時に、適性評価を受けていない者に対する最小限の秘密の開示を認めている。

ただし、大統領・副大統領は対象外とされているほか、行政以外の分野にある連邦議会議員、連邦最高裁判所裁判官・大統領に任命を受けた連邦裁判所裁判官が対象外とされている。

#### (3) 実施権者

各連邦官庁が、その構成員及び契約事業者に対して適性評価を行う。

なお、適性評価のための調査については他の連邦官庁の機関（連邦人事局）に委託することが可能である。

#### (4) 評価の観点

対象者が、国家に対する忠誠心、人格的強靱さ、信用性、正直さ、信頼性、思慮分別、判断力、相反する忠誠及び強要される潜在的な可能性からの自由及び情報保全の意思・能力を有しているかを確認する。

なお、評価基準は開示されている。

#### (5) 調査事項

##### ア 対象者本人

人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報）、出生地及び社会保障番号、身体的特徴等）、学歴・職歴・軍歴、テロリズム・政府転覆活動への参加・関与、外国渡航歴・活動歴、逮捕歴、信用状態、民事訴訟歴、薬物への関与・アルコールに係る通院歴、精神状態に係る通院歴、親族（養父母・同居人を含む。）の人定事項、本人をよく知る者（友人、同僚、上司、近隣者等）の連絡先並びに過去の適性評価記録等について本人が調査票に記入するほか、セキュリティ関係の非違歴並びに性的な面における振る舞い等について調査する。

##### イ 配偶者（同様の事情にある者、前配偶者を含む。）

人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報）、出生地、社会保障番号等）、婚姻及び離婚の期日及び届出地等について本人が調査票に記入する。

#### (6) プロセス

対象者から自発的に提供を受ける調査票、対象者への面接、対象者の個人情報の

照会及び対象者をよく知る者からの聴取により調査事項に係る個人情報調査・把握する。公私の団体への照会は、対象者が同意する旨の書面の提出を得て行う。

なお、適性評価の結果は対象者に通知され、適性を欠くと判断された場合には、国家安全保障上の利益及び他の法令が許容する限りにおいて包括的かつ詳細に理由を付して通知される。

(7) 有効期間

5年

(8) その他

連邦政府全体での適性評価の約9割を実施する連邦人事局は、スタッフ1万人近くの体制で運営され、年間調査件数は約200万件となっている。

## 2 イギリス

(1) 根拠

人的セキュリティと国家安全クリアランスの方針に関する政府声明及びセキュリティ・ポリシーの枠組み（政府統一基準で各省に義務的履行を求めるものとされている。）において定められている。

(2) 対象者及び例外

秘密を取り扱う者全てが対象者である。

ただし、首相及び大臣（閣外大臣及び政務次官を含む。）は対象外とされているほか、行政以外の分野にある国会議員、裁判官・陪審員が対象外とされている。

(3) 実施権者

国の各官庁及び警察機関が、その構成員及び契約事業者等に対して適性評価を行う。

なお、適性評価のための調査については国の他の官庁の機関（国防調査庁及び外務省）に委託することが可能である。

(4) 評価の観点

対象者が、信用性、誠実性、信頼性を有しているかを確認する。

なお、評価基準はその一端が開示されている。

(5) 調査事項

ア 対象者本人

人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報）、出生地、旅券番号等）、学歴・職歴・軍歴、スパイ・テロリズム・議会制民主主義転覆活動への参加・関与の有無、外国居住歴、犯罪歴、財務状況、信用状態、薬物への関与・アルコールに係る通院歴、健康状態・精神状態に係る通院歴、親族、同居人及び雇用主の人定事項並びに本人をよく知る者の連絡先等について本人が調査票に記入する。

イ 配偶者（同様の事情にある者、前配偶者を含む。）

人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報）、出生地等）、外国居住歴、財務状況、信用状態等について対象者本人が調査票に記入する。

(6) プロセス

対象者から自発的に提出を受ける調査票、対象者への面接、対象者の個人情報の照会及び対象者をよく知る者等からの聴取のほか、調査事項に係る個人情報を調査

・把握する。公私の団体への照会は、対象者が同意する旨の書面の提出を得て行う。  
なお、適性評価の結果は対象者に通知され、適性を欠くと判断された場合には、可能な場合、理由を付して通知される。

(7) 有効期間

7年（初回は5年）

### 3 ドイツ

(1) 根拠

セキュリティ審査法において定められている。

(2) 対象者及び例外

秘密を取り扱う者全て及びその配偶者（当事者と永久に共同の生活を営む者を含む。）が対象者である。必要に応じて適性評価終了前でも、一段階機密性が低い秘密を取り扱う適性評価手続が終了していれば、暫定的な秘密の取扱いも認めている。

ただし、連邦大統領、連邦首相及び連邦大臣は対象外とされているほか、行政以外の分野にある連邦憲法機関（連邦議会、連邦参議院及び連邦憲法裁判所）の構成員、裁判官等が対象外とされている。

(3) 実施権者

各連邦官庁が、その構成員及び民間事業者等に対して適性評価を行う。

なお、適性評価のための調査については、他の連邦官庁の機関（連邦憲法擁護庁及び軍防諜局）に委託することが可能である。

(4) 評価の観点

対象者の信用に疑念がないか、対象者が外国情報機関から圧力をかけられるおそれがないか及び自由で民主的な基本秩序を支持していることに疑いがないかを確認する。

なお、評価基準は開示されていない。

(5) 調査事項（配偶者も対象者と同様の事項について調査票を提出する。）

人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報）、出生地及び身分証明書番号等）、学歴・職歴・軍歴、反憲法組織・旧東独情報機関への関与、セキュリティ上懸念される国家への渡航歴・滞在歴及び当該国における近親者の人定事項、継続中の刑事・懲戒手続、信用状態、強制執行措置歴、親族の人定事項、本人をよく知る者の連絡先並びに過去の適性評価等について本人及び配偶者が調査票に記入する。

(6) プロセス

対象者から提出を受ける調査票、対象者の個人情報の照会及び対象者をよく知る者等からの聴取のほか、必要な場合には対象者への面接を行い、調査事項に係る個人情報を調査・把握する。調査票の提出と公私の団体への照会は、これらに対象者が同意する旨の書面の提出を得て行う。

なお、適性評価の結果は対象者に通知される。

(7) 有効期間

10年（全ての対象者について5年ごとに調査票を送付して状況を更新させている。）

## 4 フランス

### (1) 根拠

国防法典及び国防秘密保全に関する政府間通達において定められている。

### (2) 対象者及び例外

国防秘密を取り扱う者全てが対象者である。予期せぬ活動、通常の適性評価期間の遵守が不可能な条件で活動に従事することとなった者には、15日以内に可否が決定される仮の適性評価により、6ヶ月を超えない範囲での国防秘密の取扱いを認めている。

ただし、大統領、首相及び大臣は対象外とされているほか、行政以外の分野にある議会の上下両院合同の情報委員会を構成する議員が対象外とされている。また、裁判官は国防秘密を取り扱うことはない（国防秘密指定を解除した上で取り扱うこととなるため）。

### (3) 実施権者

首相の委任を受けた者が行う。

なお、国防省に係る者以外の者への適性評価のための調査については、国の他の官庁の機関（内務省中央国内情報局）に委託される。

### (4) 評価の観点

対象者が、国防秘密を漏えいする危険性を有していないか、国益を害するような脅し又は圧力にさらされていないかを確認する。

なお、評価基準は開示されていない。

### (5) 調査事項

#### ア 対象者本人

人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報）、出生地並びに身分証明書番号等）、学業レベル（学位、外国語能力等）、職歴、外国渡航歴及び親族の人定事項等について対象者本人に調査票に記載させ、調査する。

#### イ 配偶者

対象者本人と同様の事項について対象者本人が調査票に記入する。

### (6) プロセス

対象者から自発的に提出を受ける調査票、対象者の個人情報の照会及び対象者をよく知る者等からの聴取のほか、調査事項に係る個人情報を調査・把握する。

なお、適性評価の結果は対象者に通知される。

### (7) 有効期間

最長5年（その職の在任期間中のみ有効）